

第5期新宿区健康づくり行動計画(素案) パブリック・コメントにおける意見要旨

資料3

意見番号	頁	章番号	意見要旨
1	全体	全体	第4期の最終計画書はフルカラーの計画書となっており、販売価格も1800円と側聞します。第5期計画書は、カラー箇所を少なくする事で個人が入手しやすい販売価格となる事を検討下さい。見栄えより内容のある計画書を望みます。
2	全体	全体	第4期の最終計画書(フルカラー版)の総印刷部数、総印刷部数の庁内配布数、関係行政機関配布数、関連団体や職域配布数、区民購買数、令和5年度末残数の実績を考慮され、利用者が庁内、関係機関が多数であれば、カラー版は不要と考えます。これら実数の概数を回答された上で、フルカラーの必要性を教示下さい。
3	全体	全体	「健康日本21(第三次)」「令和5(2023)年5月策定」、「医療計画について」通達(R5.6)、「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」告示(R5.6)、第9期介護保険事業(支援)計画策定通知等、国からの諸計画の通知、通達、告示がなされているのに拘わらず、第5期健康づくり行動計画内容は、第4期の計画内容と大きな変更ありませんので、心配になります。上記の「国の取組、助言、指導、告示」の背景があっても、第4期の計画とほぼ同一の計画であって良い事由を教示下さい。計画の継続性は重要ですが、前例踏襲の計画内容と思います。内容の再確認結果を教示下さい。
4	全体	全体	キャラクターのエコバックがかわいいので、使っています。
5	3	第1章	前期健康づくり行動計画の計画策定の趣旨の表題一つが「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるまちへ」から「心身ともに健康で暮らせる持続可能なまちへ」に変更されておりますが、当表題の下記載されている文章はほぼ同一です。当計画趣旨の表題の一つを変更された事由は、SDGsを念頭におき、表題を変更されたのでしょうか、表題変更の趣旨を教示下さい。
6	3	第1章	前期健康づくり行動計画の計画策定の趣旨の表題一つが「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるまちへ」から「心身ともに健康で暮らせる持続可能なまちへ」に変更されておりますが、当表題の下記載されている文章はほぼ同一です。当表題変更は、健康づくり行動計画推進協議会からの発議ですか、事務局の発議ですか、教示下さい。
7	3	第1章	「心身ともに健康で暮らせる持続可能なまちへ」の計画趣旨の則った「第5期新宿区健康づくり行動計画」における具体的施策の一例をお示し下さい。
8	4	第1章	文章を読めば分かりますが、記載の3つ計画の策定年度、計画期間を記載して下さい。
9	5	第1章	【東京都健康推進プラン21(第二次)】【東京都がん対策推進計画】の策定年度、計画期間を記載下さい。
10	5~7	第1章	H15~H19年度前期計画が初めての健康づくり行動計画の第1期計画ですが、計画策定の「端緒」となった国の動きをP5に記載下さい。
11	5~7	第1章	H15年以前には健康増進や推進に代わる計画書は無かったのか、教示願います。
12	18~19	第1章	P18~19の記載内容を理解するため、第4期での35個の評価指標を本書に記載下さい。
13	20	第1章	「新宿区健康づくり行動計画」は、「新宿区総合計画」の基本政策I「暮らしやすさ1番の新宿」の中の「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組の充実」をめざした分野別計画です。」と記され、P27以降に6つの基本目標、18の施策及び18の施策の関連事業として183事業(P145)を記載しています。一方、第三次実行計画では、「新宿区総合計画」に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的な指針となるものです。」と記載されており、基本政策I個別政策1に対し、3つの計画事業と計画事業を支える34の経常事業を記載しています。(P158、159参照)これに対し、以下教示下さい。分野別計画と記載されていますが、総合計画で記載の「個別計画」との事で良いか。個別計画と記載される事をのぞみます。
14	20	第1章	基本政策I個別政策1の「行財政計画」であるとの第三次実行計画書の記載、これに対し、基本政策I個別政策1の「分野別計画」であるとの健康づくり計画書の記載の違いを教示下さい。
15	20	第1章	健康づくり計画での6つの基本目標、18の施策及び18の施策の関連事業である183事業は、第三次実行計画での3つの計画事業と34の経常事業は、どの様に対応するか、具体的な対応表として教示下さい。
16	20	第1章	基本政策I個別政策1を達成するための計画として何故2つの計画が存在するか疑問です。両計画において、「指標」により目標管理され、行政評価は健康部でも行われていると思います。何故2つの計画が存在するか教示下さい。
17	20	第1章	第三次実行計画において計画事業とする事により、当事業の関連予算は計画期間内において本書記載の金額が毎年の予算審議に関係なく確保される事になるのか教示下さい。
18	21	第1章	「新宿区子ども・子育て支援事業計画」「新宿区自殺対策計画」「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定年度、計画期間及び策定部署名を記載され、連携内容が具体的に理解される様に願います。
19	21	第1章	第4期計画書のP14に記載のフローには、フローの末尾に「新宿区実行計画」と記載されています。第5期での計画では、「新宿区実行計画」との関連を持たないとの意味ですか、フローに「新宿区実行計画」の記載しなかった理由を教示下さい。
20	21	第1章	当フロー末尾に「新宿区実行計画」と記載される事を望みます。
21	22	第1章	計画期間の表中に記載「特定健康診査等実施計画とデータヘルス計画を一体的に策定」及び、関連計画の文章中の記載「これらの計画と本計画とを相互に関連付け、区民の健康づくりの取組を進めていきます。」と記載されています。両記載内容を分かりやすく記載下さい。
22	22	第1章	「一体的に策定」「関連付けて」の意味が分かりませんので、分かりやすく記載下さい。
23	22	第1章	フローに「国民健康保険データヘルス計画」「特定健康診査等実施計画」を記載される事を望みます。

意見番号	頁	章番号	意見要旨
24	22	第1章	関連計画の「新宿区子ども・子育て支援事業計画」「新宿区自殺対策計画」「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「新宿区スポーツ環境整備方針」の策定年度、計画期間及び策定部署名を記載され、連携内容が具体的に理解される様に願います。
25	23	第1章	「本計画でも、SDGsの視点を踏まえて取組を進めていくこととします。」と記載されています。本計画書の6つの基本目標・18の施策とSDGsの視点取組を具体的に記載されたページを新たに作成下さい。
26	24	第1章	「健康づくりの多様な資源」とは、具体的に何を指すか教示下さい。
27	24	第1章	「区民・関連団体・区が一丸となって取り組む健康づくり」と記載されています。国の施策方針の「地域・職域連携推進事業」を展開されている事を記載される事を望みます。
28	25	第1章	「母親のやせが生まれてくる赤ちゃんの出生体重低下につながる可能性があることや、次世代の生活習慣病のリスクを高める影響があることを伝え、」とコラム内に記載されています。P26に「若い女性のやせ」「やせ願望」「若年層のやせ願望」と「やせ」に関する記述が多いので、本頁記事の出典の記載を望みます。(お母さんのやせは次世代の生活習慣病のリスクを高めます～公益財団法人骨粗鬆症財団オンライン公開講座の内容ですか。)
29	27	第1章	基本目標5施策①が第4期では「①女性の健康支援センターを拠点に、女性の健康に関する正しい知識の普及を図ります。」から第5期では「①ライフステージに応じた女性の健康に関する正しい知識の普及を図ります」に変更されています。変更の大きな理由を教示下さい。
30	27	第1章	基本目標5施策①の関連事業135から138の事業(P157, 158記載)の事業内容の記載内容が第4期計画書での記載内容と同一です。第5期での関連事業135～138の事業内容がどの様に拡充されるか、基本目標5施策①の新規関連事業が最終報告書に記載されるか確認します。
31	27	第1章	基本目標2施策5、基本目標4施策3が第4期の政策名と変更が見られます。上記と同様な質問に対し、教示下さい。
32	27	第1章	本頁に、各基本目標の各施策を支える関連事業がP145に記載されている事を注記して下さい。
33	27	第1章	基本目標1の施策②「地域のつながりを醸成し、健康づくりを推進します。」は、第三次実行計画での3つ計画事業、34の経常事業のどれに対応するか、具体的に教示下さい。
34	27	第1章	同様に、それぞれの施策が、第三次実行計画での3つ計画事業、34の経常事業のどれに対応するか、具体的に教示下さい。
35	28	第1章	前段の文章は、非常に分かりにくいです。基本施策1個別政策1の評価指標の設定の考え方は、区で統一された考え方で設定されていると思いますので、第三次実行計画書P28と同一な文章とされてはいいかがですか。
36	32、42	第2章	基本目標1の施策1、誰もが自然に健康づくりを実践できる環境を整えます 基本目標2の施策1、身体活動量の増加と運動・スポーツ活動の習慣化を推進します の取組としてそれぞれに、区有スポーツ施設、学校の体育館やグラウンドの活用や整備について位置づけ、施設整備を検討する会議体を設置し、未利用の公有地を活用等、区民、地域住民、利用者の意見を反映させた施設整備を行うべき。
37	41～44	第2章	ウォーキングの推進は賛成です。新宿御苑や神宮外苑、中央公園などでポールウォーキングの教室やイベントを開催していただくと嬉しいです。独りで行くにははさしもあり長続きしません。定期的に皆でやったら習慣にもなり、普及にも効果的だと思います。
38	42～44	第2章	ウォーキングが費用もかからず、良い面がとて多いので、運動を取り組むきっかけには、とにかくウォーキングが一番だと思う反面、膝、腰を傷めている人たちに歩け歩けは無理。 そこで、膝や腰の痛みを防ぐ歩き方講座や、膝や腰に痛みを与えない靴の選び方講座など、基本的な土台としての健康改善・向上の方策をもっと強化して欲しい。
39	45	第2章	基本目標2の施策2、休養と心の健康づくりを支援します 精神障害者団体から提案され他自治体でも実践されている、教育委員会と連携した、授業や保護者向け講演会を行うべき。
40	49～51	第2章	「健康日本21(第三次)」では、「喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)」の目標値として、16.7%(令和元年)から12%(令和14年)を目指すことが示されています。 一方、今回の素案では、区政モニターアンケートにおいては新宿区の喫煙者率は国の目標値である12%以下を既に達成(令和4年度:9.4%)しているにもかかわらず、目標として8.5%(令和11年度)が設定されています。 たばこ税は区財政にとって重要な財源となっており、喫煙率を必要以上に減らす取り組みは、財源の減少につながることもなりかねず、区政全体の中でのバランスを考えることも必要なのではないかと考えます。さらには、目標達成していない施策も多くあることから、未達成施策に注力すべきであり、喫煙率については、中長期的に減らすことを目指すのであったとしても、少なくとも“減少させる”等の定性情報の記載までにとどめるべきではないかと考えます。
41	49～51	第2章	今般の健康計画で喫煙者の割合を設定される際には、区内のたばこ販売店や喫煙者への影響等も踏まえ、一方的で偏ったものでなく、バランスの取れた実効性のある取り組みとしていただきますよう、切にお願い申し上げます。今後とも非喫煙者に迷惑をかけないよう、喫煙者がマナーを守って喫煙できる場所を整備いただき、喫煙者、非喫煙者がいがみ合うことなく共存できるたばこ対策を実行いただくよう、お願い申し上げます。
42	49～54	第2章	喫煙について計画されてますが、喫煙場所についていかが御考えでしょうか？ わたしはたばこの煙は苦手で、歩きたばことかでウロウロされるのは迷惑なので喫煙場所をもっと増やしてそこで吸って欲しいです。
43	49～54	第2章	喫煙者率を下げる・目標設定するという事は、本計画は禁煙推奨施策ということですか？法律的に大丈夫ですか？ 他施策で目標達成されていないものがあるにもかかわらず、喫煙者率だけさらに減少させる理由と目標未達成の施策の目標値を設定しない理由を教えてください。

意見番号	頁	章番号	意見要旨
44	49～54	第2章	計画内容からは逸れますが、与党令和4年度税制改正大綱にも記載があるとおり、屋外の喫煙所を区の責務において配慮された場所に数多く設置することが受動喫煙防止に効果があると考えます。区民の権利を一定制限するのであれば、しっかりと分煙するための施設も設けないと解決しないと考えますが、いかがでしょうか。
45	49～54	第2章	たばこは賛否ある商品ですが、すでに1割を切っている喫煙率をさらに下げる目標はやりすぎ。区のたばこ税収は50億円とのことなので、これを使って公共の喫煙所をもっと作るべきだ。
46	49～54	第2章	お酒やたばこは好品であり、法律で認められているものです。同じ区民を選別するようなことはせず、たばこを吸う人も区民、吸わない人も区民、ともに共存できる環境や政策に知恵を出すのが役所の仕事のはずです。
47	49～54	第2章	健康づくり行動計画では、たばこはいつも悪者扱いです。喫煙率も年々下がっているようで、これ以上喫煙者を減らす目標など必要でしょうか。
48	55	第2章	基本目標2の施策4、歯と口の健康づくりを支援します 虫歯の有無は、虐待や子どもの貧困とも強い相関が指摘されるため、乳幼児期、学齢期における虫歯ゼロを目指し、受診動員を強めるべき。
49	55	第2章	1歳半健診から3歳児健診までの間に、かかりつけ医を持ち、学齢期につなげるべき。
50	55	第2章	子どものフッ素塗布事業の対象年齢(現在、未就学児)を、虫歯になりやすい生え替わり時期である12歳程度まで拡大し、歯科医師会員以外にも協力医を拡大するべき。
51	55	第2章	歯科健康診査の受診票の送付を10年に1度ではなく、毎年にし受診率を向上させるべき。
52	55～60	第2章	歯科健診の充実。1年間も健診を受けないと、誰もが虫歯になってしまうし、区民健診と同じ位置付け、同じ扱いで毎年送らないと、申込をわざわざした人にだけ、送るような制度は廃止しなければならない。
53	61	第2章	基本目標2の施策5、高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します 取り組みの展開に地域交流館、シニア活動館などの活用をもっと位置づけるべき。
54	71	第2章	基本目標3の施策2、健診受診の習慣化を推進します 受診率向上のため、かかりつけ医で受信できるよう特定健診を中野区以外の隣接区でもできるように調整するべき。
55	74	第2章	基本目標4、総合的ながん対策を推進します がん対策推進条例を策定し、予防、啓発、早期発見、早期治療、療養支援を総合的に進めるべき。
56	74	第2章	特に、がん検診については無料化すべき。
57	74	第2章	住民税非課税世帯が手続きをしなくても自己負担免除になるように手続きを改善し、無料の受診票を送付、乳ガン検診について痛みを伴わないMRI検査で受診できるようにするなど、受診率向上のためにできることは全て取り組むべき。
58	74	第2章	20歳から39歳までの成人のピロリ菌検査も無料で実施し早期発見につなげるべき。
59	91	第2章	基本目標5、女性の健康づくりを支援します 各保健センターに設置されている骨密度測定機を、希望者がいつでも受診できるようにする。
60	91	第2章	乳がん・子宮がん検診に「骨粗しょう症」を加えて女性の検診3点セットとして毎年実施し、受診率向上のため、国の補助に加えて区としても無料にするための対策を講じるべき。
61	96～98	第2章	女性の健康づくり支援と言っても、四谷ばかりでやらないで欲しい。あそこをセンター的拠点施設に位置付けているようだが、距離的にも交通経路としても、心理的にも遠く感じて大変不便。もっと他の地域の保健センターでも、同時多発的に、多様な催しを実施すべき。
62	108	第2章	基本目標6の施策1、生涯にわたって健康を増進する食生活を推進します 朝食を欠食する子どもの割合を低下させることを評価するが、指標に対応した施策を組むべき。
63	108～116	第2章	食育では保健師さん達などから、「さあにぎやかにいただく」や、「まごはやさしいこ」など、いくつもあって覚えるのに散漫になり、これではまずい。 新宿区として、もっと拡充させるためには1つに絞って今よりもっとアピールして、1つだけを重点的に普及させないことには、バラバラになって不統一ではいけないと感じる。
64	116	第2章	基本目標6の施策2、食文化の継承や食の楽しみを通して、食を大切にすることを養います 食育推進リーダー連絡会には、私立幼稚園、子ども園、認証保育所などの担当者も参加できるようにするべき。
65	129	第3章	【進捗状況の確認】令和6(2024)年度から計画を推進する中で、毎年度、数値を把握できるものについては、その進捗状況を把握し、「新宿区健康づくり行動計画推進協議会」へ報告します。計画の終了年度には、本計画で設定した目標値及び策定時の現状値に対して、最終的な達成度を評価し、その結果を次期計画に生かすものとします。」と記載されています。P17～20の記載内容では達成内容が理解できません。協議会のみならず、区民に広く周知して頂くため、以下の資料を第4章資料編に記載すべきです。 令和5年度第2回新宿区健康づくり行動計画推進協議会資料2「新宿区健康づくり行動計画」(平成30～令和5年度)指標の達成度について(平成30年度～令和4年度)
66	143	第4章	新宿区健康づくりに関する調査における、総サンプル数、年齢別サンプル数の設定根拠を記載下さい。また、回答数はアンケートでの信頼できる回答数であったか記載下さい。
67	143	第4章	アンケートの結果は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思います。見解を記載下さい。

意見番号	頁	章番号	意見要旨
68	145～162	第4章	第4期計画において関連事業数は、188であり、本書では183となっています。関連事業数が減少していますが、その事由が事業の終了、廃止、統合のいずれであるか教示下さい。
69	145～162	第4章	本書記載の183の事業のうち、健康部所管の事業名は、R5年予算書の7款健康費1項健康推進費に記載の「細々目」事業名と同一ですか。
70	145～162	第4章	財政課に確認しましたが、R5年予算書の7款健康費1項健康推進費の事業数は160と確認しました。記載183の事業には、当160の事業が全て含まれていますか、教示下さい。
71	145～162	第4章	新規に事業化される関連事業の有無を記載下さい。
72	145～162	第4章	記載183の事業について、内容が拡充されるものを注記下さい。